

世田谷区図根多角点等撤去等事務の手引き

I 世田谷区図根多角点等撤去等事務の手引きについて

1 趣旨・目的

「世田谷区図根多角点等事務手続要綱」（以下、「要綱」とする。）は、世田谷区が管理する測量標及び測量成果のうち、要綱第3条に規定する図根多角点に関して、事務を適切に処理する上で必要となる手続事項等を定めたものです。

本手引きは、図根多角点及び細部図根点【一次】（以下「図根多角点等」とする。）の適正な座標管理が行われるように要綱を解説したものです。

2 内容

(1) 撤去の届出等

図根多角点の測量標の撤去が必要な工事や影響を及ぼす工事を行う場合は、工事施工者は「世田谷区図根多角点等撤去等届出書」を提出していただきます。

(2) 撤去後のカサの返却

図根多角点等の測量標のカサにつきましては、撤去後速やかに返却してください。

II 道路占用許可申請時の図根多角点等関係手続き

1 事前調査

掘削を伴う道路占用工事を申請する場合は、事前に掘削復旧範囲（舗装予定範囲を含む）における図根多角点等の測量標の有無を確認してください。

図根多角点等配点図は、道路・交通計画部道路管理課に備え付けてありますので参考にしてください。

2 掘削範囲付近に測量標がある場合

次に該当するものは、必ず着工前に手続きをしてください。

(1) 「世田谷区図根多角点等撤去等届出書」に該当するもの

(ア) 図根多角点等の測量標を撤去する必要がある工事

(イ) 図根多角点等の測量標周りの舗装（表基層のみも含む）の打ち換えを行う工事

（図1の場合は、撤去の届出となります）

(ウ) 影響を及ぼす可能性のある付近工事等

(図1) 図根多角等点標識 (φ50)

 : 図根多角点等  : 舗装打換部分



図根多角点等標識の周りの舗装打換の時
(標識に接しない時も同様とする)

III 撤去等の届出

- 1 着工前に提出する書類
「世田谷区図根多角点等撤去等届出書 (第1号様式)」: 1部提出
(1) 添付書類
ア 案内図
イ 写真 (図根多角点の測量標の撤去前の状況が確認できるもの)

VI 書類の提出先および撤去後のカサの返却先について

- 1 書類の提出および撤去後のカサの返却は、道路・交通計画部道路管理課道路台帳担当までお願いいたします。

V その他の測量標の撤去について

- 1 細部図根点【二次】(φ30)
書類の提出はありません。撤去後のカサは、道路・交通計画部道路管理課道路台帳担当まで返却してください。
- 2 筆界点 (国土調査と刻まれたプレートや鋳)
書類等の提出はありません。撤去する際は、土地所有者の承諾を得るようお願いいたします。
- 3 街区基準点補助点 (都市再生街区基本調査 国土交通省と刻まれたカサ)
書類等の提出はありません。撤去後のカサは、工事施工者による適正な処分をお願いいたします。

問い合わせ先: 世田谷区 道路・交通計画部 道路管理課
(二子玉川分庁舎 A 棟 2 階 A 2 6 番窓口)
TEL03-6432-7930 FAX03-6432-7990